

＜対策のポイント＞

農産物の輸出促進に向けた海外における我が国知的財産権の保護強化を図るため、**農業知的財産管理支援機関による情報収集や情報提供**により、品種開発者やグローバル産地が連携した我が国としての**一元的な海外での育成者権の取得及び保護・侵害対策**を支援するほか、農業分野での特許・商標の取得及び活用に向けた取組を支援します。

＜政策目標＞

海外における権利行使数の増加（200件〔令和10年度まで〕）

＜事業の内容＞

1. 海外における育成者権の取得及び保護・侵害対策

① 海外における育成者権の取得支援

海外において知的財産権として保護する必要がある優良な植物新品種について、海外の市場規模や侵害リスク情報等を収集し、品種開発者やグローバル産地に提供することで海外で必要な品種登録が行われるよう一元的に支援します。

② 海外における優良品種の保護、侵害対策の強化

海外における登録品種の無断栽培の防止等のため、農業知的財産管理支援機関が一元的に海外の侵害状況を監視・把握し、品種開発者が行う権利行使を支援することにより実効性のある侵害対応を実現するための経費等を支援します。

2. 農業知的財産に関する相談窓口

農業知的財産管理支援機関に「知的財産相談窓口」を設置し、農業分野での特許・商標の取得及び活用に向けた助言、支援を実施します。

＜事業の流れ＞



＜事業イメージ＞

